

平成 29 年 3 月 23 日  
地 域 医 療 課

平成 28 年度練馬区災害医療運営連絡会  
専門部会の検討結果報告

1 平成 28 年度検討事項

- ①：災害時における柔道整復師班活動マニュアルの策定について
- ②：災害時における医療救護班活動マニュアルの策定について
- ③：災害時医療救護活動ガイドラインを踏まえた今後の区施策の検討について

2 検討経過

日時等	検討内容
第 1 回専門部会 平成 28 年 6 月 16 日 (木)	①：災害時における柔道整復師班活動マニュアルの策定について ③：災害時医療救護活動ガイドラインを踏まえた今後の区施策の検討について
第 2 回専門部会 平成 28 年 10 月 12 日 (水)	①：災害時における柔道整復師班活動マニュアルの策定について ②：災害時における医療救護班活動マニュアルの策定について ③：災害時医療救護活動ガイドラインを踏まえた今後の区施策の検討について
第 3 回専門部会 平成 29 年 1 月 19 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成 28 年度練馬区災害医療運営連絡会専門部会の検討結果報告</li><li>・平成 29 年度練馬区災害医療運営連絡会の検討事項について</li></ul>

### 3 検討結果

#### 検討事項 1：災害時における柔道整復師班活動マニュアルの策定について

災害時、柔道整復師班は区との災害時協定に基づいて医療救護活動にあたります。しかし、医療救護所における詳細な活動内容や、他の医療救護班等との連携について、具体的な活動マニュアルが存在していませんでした。

そこで、柔道整復師班の活動を明確化するため、柔道整復師班の活動マニュアルを策定します。

#### 【対応】（別添）

##### ○災害時における柔道整復師会活動マニュアル

災害時における柔道整復師班の活動について、フェーズや活動場所によって場合分けをし、詳細な活動内容を記載したマニュアルを策定した。

#### <災害時における柔道整復師班活動マニュアル>

I 災害医療体制の概要	
II 柔道整復師班の活動	
第1章	医療救護所における活動（発災から72時間）
第2章	避難拠点における活動（発災後72時間以降）
III 資料編	

## **検討事項 2 : 災害時における医療救護班活動マニュアルの策定について**

災害時における医療救護班等の活動については、26年度は歯科医師班、27年度は薬剤師班、28年度は柔道整復師班と、各師会独自のマニュアルを策定してきました。

一方で、複数のマニュアルを策定することによって、情報の一元化を図れないなどの問題点も指摘されました。そこで、“医療スタッフ全体の共通マニュアル”の策定について28年度から検討を開始します。

### **【対応】**

#### ○災害時における医療救護班等活動マニュアル（仮称）

災害時に医療救護所において活動する従事者向けの共通マニュアルを29年度に策定する。主に発災直後から超急性期の活動について、時系列ごとに詳細を記載する。

また、日頃から目に付く場所に掲示していただき、いざという時に使いやすいように、卓上カレンダー型（案）の小型マニュアルを作成する。

### 検討事項 3：災害時医療救護活動ガイドラインを踏まえた今後の区施策の検討について

平成 28 年 2 月に、東京都が大規模災害時における医療救護活動を具体化した「災害時医療救護活動ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。このことから、今後都の地域防災計画がこのガイドラインに沿った形で修正されることが想定されます。

については、このガイドラインの内容を分析し、現在区で想定している災害時の医療活動の中で、変更等が必要な点について検討することとします。

#### 【対応】

##### ○災害時の重症者受入調整に関する事項

これまで、災害時に区内の災害拠点病院において重症者受入が困難な場合には、区を介して二次保健医療圏内で調整を行うこととしていた。

一方ガイドラインでは、重症者の受入調整について、災害拠点病院が直接、二次保健医療圏内で受入調整を行うことと示された。このことから、区は災害拠点病院における重症者の受入状況を把握できないことが課題となったため、以下のとおり対応を整理した。

対応	①EMISによる情報収集 EMIS を使用できる状況においては、区はこれまでどおり EMIS により災害拠点病院の状況を把握する。
	②定期報告による情報収集 練馬区地域防災計画では、区内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合には、災害時医療機関は自動的に 6 時間以内に区へ報告することとしている。また、震度 5 強以下の場合には、区からの要請に基づき報告することとしている。第一報後の報告については状況が変わり次第、随時区へ報告いただくこととし、必要に応じて区からも情報収集に関する連絡を行うこととしている。 なお、通信手段としては、固定電話のほか、衛星携帯電話、防災無線、防災 FAX 等を想定する。
まとめ	今後、災害時の情報収集については、区と災害時医療機関が日頃から訓練等を通じ、連絡手段の確認を行うとともに、顔の見える関係作りなど積極的な情報共有に努めていく。 なお、今回の対応による練馬区地域防災計画等の修正は行わない。